

電気料金種別定義書

【ネットランでんき 動力プラン】

株式会社ルーク

電気料金種別定義書 目次

I 総則	3
1. 適用	3
2. 実施期日	3
3. 定義	3
II 契約種別および電気料金	3
4. 契約種別	3
5. ネットランでんき 動力プラン	4
III 契約の変更	4
6. 契約容量の変更	4
7. 本定義書の変更および廃止	4
別表	6
1. 電気料金 動力プラン	6
(1) ネットランでんき 動力プラン(北海道)	6
(2) ネットランでんき 動力プラン(東北)	6
(3) ネットランでんき 動力プラン(東京)	6
(4) ネットランでんき 動力プラン(中部)	7
(5) ネットランでんき 動力プラン(北陸)	7
(6) ネットランでんき 動力プラン(関西)	7
(7) ネットランでんき 動力プラン(中国)	8
(8) ネットランでんき 動力プラン(四国)	8
(9) ネットランでんき 動力プラン(九州)	8
2. 電源調達調整費	9
(1) 供給維持費	9
(2) 調達調整費	9
(3) 電源調達調整単価の適用	10
(4) 電源調達調整費の適用と公表	11

I 総則

1. 適用

- (1) 電気料金種別定義書【ネットランでんき 動力プラン】(以下、「本定義書」といいます。)は、当社の電気供給約款(以下、「電気供給約款」といいます。)に基づき、電灯または小型機器をご使用のお客様へ電気を供給する時の料金、その他の条件を定めたものです。
- (2) 本定義書は、以下の地域および離島(その区域内において自らが維持し、及び運用する電線路が自らが維持し、及び運用する主要な電線路と電氣的に接続されていない離島として経済産業省令で定めるものに限ります)を除いた日本全国に適用します。
富山県、石川県、福井県の一部、岐阜県の一部、
香川県、徳島県、愛媛県の一部、高知県
- (3) 本定義書に定める料金および燃料費調整における基準単価の金額はすべて消費税等相当額を含みません。

2. 実施期日

「本定義書」は、2023年10月1日より実施するものとします。

3. 定義

本定義書において定義される言葉は、電気供給約款によるものとします。

II 契約種別および電気料金

4. 契約種別

契約種別は、次のとおりとします。

需要区分	提供エリア	契約種別
電力需要	北海道電力管内	ネットランでんき 動力プラン(北海道)
	東北電力管内	ネットランでんき 動力プラン(東北)
	東京電力管内	ネットランでんき 動力プラン(東京)
	中部電力管内	ネットランでんき 動力プラン(中部)
	北陸電力管内	ネットランでんき 動力プラン(北陸)
	関西電力管内	ネットランでんき 動力プラン(関西)
	中国電力管内	ネットランでんき 動力プラン(中国)
	四国電力管内	ネットランでんき 動力プラン(四国)
	九州電力管内	ネットランでんき 動力プラン(九州)

5. ネットランでんき 動力プラン

(1) 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

ロ 1 需要場所において電灯または小型機器とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式 および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線 式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

(3) 契約電力

契約電力は、需要場所における負荷設備の内容等を基準として、お客さまとの協議によって定めます。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電力の値を引き継ぐものとします。

(4) 電気料金

基本料金、電力量料金は、別表のとおりとします。

料金は、基本料金、電力量料金、電気供給約款別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計と、使用電力量に応じて算定された電源調達調整費を差し引いた又は加えたものとします。

Ⅲ 契約の変更

6. 契約容量の変更

- (1) 当社が、お客様からの契約容量の変更のお申込を承諾した場合には、変更後の契約容量に基づく基本料金を、変更を承諾した後に到来する電気の計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。
- (2) お客様は、やむを得ない場合を除き、お客様が契約容量を新たに設定もしくは変更した後の計量日から 1 年目の日が属する月の計量日まで、契約容量を変更することはできません。
- (3) 契約容量の変更にとまない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款 2(電気供給約款の変更)(2)および(3)に準じます。

7. 本定義書の変更および廃止

- (1) 当社は、本定義書を変更する場合には、電気供給約款 2(電気供給約款の変更)に準じます。
- (2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。

- (3) 本定義書の廃止にともない、当社がお客様に対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款 2(電気供給約款の変更)(2)および(3)に準じます。

別表

1. 電気料金 動力プラン

(1) ネットランでんき 動力プラン(北海道)

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の基本料金は、50%相当額と致します。

基本料金単価	契約容量 1 キロワットにつき	809.93 円
--------	-----------------	----------

ロ 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

従量料金単価	1 キロワット時につき	夏季	21.39 円
		他季	21.39 円

(2) ネットランでんき 動力プラン(東北)

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の基本料金は、50%相当額と致します。

基本料金単価	契約容量 1 キロワットにつき	809.93 円
--------	-----------------	----------

ロ 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

従量料金単価	1 キロワット時につき	夏季	22.41 円
		他季	20.37 円

(3) ネットランでんき 動力プラン(東京)

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の基本料金は、50%相当額と致します。

基本料金単価	契約容量 1 キロワットにつき	1034.00 円
--------	-----------------	-----------

ロ 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

従量料金単価	1 キロワット時につき	夏季	19.86 円
		他季	17.82 円

(4) ネットランでんき 動力プラン(中部)

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の基本料金は、50%相当額と致します。

基本料金単価	契約容量 1 キロワットにつき	809.93 円
--------	-----------------	----------

ロ 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

従量料金単価	1 キロワット時につき	夏季	20.88 円
		他季	18.84 円

(5) ネットランでんき 動力プラン(北陸)

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の基本料金は、50%相当額と致します。

基本料金単価	契約容量 1 キロワットにつき	809.93 円
--------	-----------------	----------

ロ 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

従量料金単価	1 キロワット時につき	夏季	16.30 円
		他季	14.26 円

(6) ネットランでんき 動力プラン(関西)

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の基本料金は、50%相当額と致します。

基本料金単価	契約容量 1 キロワットにつき	809.93 円
--------	-----------------	----------

ロ 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

従量料金単価	1 キロワット時につき	夏季	16.81 円
		他季	14.77 円

(7) ネットランでんき 動力プラン(中国)

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の基本料金は、50%相当額と致します。

基本料金単価	契約容量 1 キロワットにつき	809.93 円
--------	-----------------	----------

ロ 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

従量料金単価	1 キロワット時につき	夏季	18.33 円
		他季	16.30 円

(8) ネットランでんき 動力プラン(四国)

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の基本料金は、50%相当額と致します。

基本料金単価	契約容量 1 キロワットにつき	809.93 円
--------	-----------------	----------

ロ 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

従量料金単価	1 キロワット時につき	夏季	18.33 円
		他季	16.30 円

(9) ネットランでんき 動力プラン(九州)

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の基本料金は、50%相当額と致します。

基本料金単価	契約容量 1 キロワットにつき	809.93 円
--------	-----------------	----------

ロ 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

従量料金単価	1 キロワット時につき	夏季	18.84 円
		他季	16.81 円

2. 電源調達調整費

(1) 供給維持費

供給維持費は、その1月の使用電力量に、イによって算出された供給維持単価を適用して算定致します。

イ 供給維持単価

一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場取引における、毎月1日からその月の末日までの期間に係る一般送配電事業者の供給区域の消費税等相当額を含むエリアプライス(※以下 JEPX エリアプライス)平均値を基準単価とし、次の算式によって算定された値と致します。

$$\text{供給維持費} = \text{JEPX エリアプライス平均値} \times \text{供給維持費適用率}$$

ロ 供給維持費適用率

各供給区域共通

JEPX エリアプライス平均値	供給維持費適用率
～32.99 円	35%
33.00 円～43.99 円	40%
44.00 円～54.99 円	45%
55.00 円～	50%

(2) 調達調整費

調達調整費は、その1月の使用電力量に、イによって算出された調達調整単価を適用して算定致します。

イ 調達調整単価

調達調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値と致します。
ただし、JEPX エリアプライス平均値が次項に定めるB(還元調整基準単価)とC(追加調整基準単価)の間に入る場合は、調達調整単価を適用しないものとします。
また、弊社で取り扱っている他商材の契約状況により割引を適用する場合もございます。

$$A < B \text{ の場合 } \quad \text{調達調整単価(還元)} = (B - A) \times \text{調達調整適用率}$$

$$A > C \text{ の場合 } \quad \text{調達調整単価(追加)} = (A - C) \times \text{調達調整適用率}$$

A 検針日の前月の1日から末日における JEPX エリアプライス平均値

B 次項に定める還元調整基準単価

C 次項に定める追加調整基準単価

ロ 還元調整基準単価および追加調整基準単価

供給区域	B 還元調整基準単価	C 追加調整基準単価	調達調整適用率
北海道電力管内	8.50 円	13.00 円	100.00%
東北電力管内	7.50 円	13.00 円	100.00%
東京電力管内	7.50 円	13.00 円	100.00%
中部電力管内	6.50 円	12.50 円	100.00%
北陸電力管内	6.50 円	12.50 円	100.00%
関西電力管内	6.50 円	12.50 円	100.00%
中国電力管内	6.50 円	12.50 円	100.00%
四国電力管内	6.50 円	12.50 円	100.00%
九州電力管内	6.50 円	12.50 円	100.00%

(3) 電源調達調整単価の適用

(1)および(2)によって算定された供給維持単価と調達調整単価を合わせたものとし、JEPX エリアプライス算定期間に対応する電源調達調整単価適用期間に使用される電気に適用致します。

各 JEPX エリアプライス算定期間に対応する電源調達調整単価適用期間は、次のとおりと致します。

JEPX エリアプライス算定期間	電源調達調整単価適用期間
毎年 1月1日から1月31日までの期間	その年の1月の検針日から 2月の検針日の前日までの期間
毎年 2月1日から2月末日までの期間	その年の2月の検針日から 3月の検針日の前日までの期間
毎年 3月1日から3月31日までの期間	その年の3月の検針日から 4月の検針日の前日までの期間
毎年 4月1日から4月30日までの期間	その年の4月の検針日から 5月の検針日の前日までの期間
毎年 5月1日から5月31日までの期間	その年の5月の検針日から 6月の検針日の前日までの期間
毎年 6月1日から6月30日までの期間	その年の6月の検針日から 7月の検針日の前日までの期間
毎年 7月1日から7月31日までの期間	その年の7月の検針日から 8月の検針日の前日までの期間
毎年 8月1日から8月31日までの期間	その年の8月の検針日から 9月の検針日の前日までの期間

毎年 9月1日から9月30日までの期間	その年の9月の検針日から 10月の検針日の前日までの期間
毎年 10月1日から10月31日までの期間	その年の10月の検針日から 11月の検針日の前日までの期間
毎年 11月1日から11月30日までの期間	その年の11月の検針日から 12月の検針日の前日までの期間
毎年 12月1日から12月31日までの期間	その年の12月の検針日から 翌年1月の検針日の前日までの期間

(4) 電源調達調整費の適用と公表

検針日が2023年10月1日以降の電気料金から適用開始致します。

各月の電源調達調整単価は、当社が適当と判断した方法により公表致します。